

公募に関する Q&A

平成 30 年 4 月 27 日

※青字が追加した質問と回答になります。

目次

I. 全般	1
II. 補助事業の概要（公募要領 P2 以降）に関するもの	1
III. 応募資格（公募要領 P6 以降）に関するもの	2
IV. 経費（公募要領 P11 以降）に関するもの	4
V. 本補助事業の実施期間（公募要領 P15 以降）に関するもの.....	5
VI. 補助事業者の義務（公募要領 P16 以降）に関するもの	5
VII. 応募手続き（公募要領 P17）に関するもの	6
VIII. 審査・選定（公募要領 P20 以降）に関するもの	6
IX. 採択後の留意点と補助金交付（公募要領 P22 以降）に関するもの	6
X. 応募から事業終了までの主な流れ（公募要領 P23 以降）に関するもの.....	6
XI. その他（公募要領 P25）に関するもの	7
XII. 様式（公募要領 P26 以降）に関するもの	7
XIII. （参照）人件費時間単価の算出方法	8

I. 全般

- ① 今年度の予算措置額及び上限額は幾らか。昨年度のトータル予算額と採択件数、また採択事業者の1件あたりの補助額は幾らか。

(回答) 以下の通り

- ・今年度の予算措置額・・・非開示
- ・1件当たりの上限額・・・特段設けておりません。
- ・昨年度のトータルの予算額、採択事業者1件当たりの補助額・・・非開示
- ・昨年度の採択件数・・・合計12件

- ② 採択されるのは何社位か。

(回答) 採択件数は決めておりません。

II. 補助事業の概要（公募要領P2以降）に関するもの

- ① 採択にあたって重視する国・地域について、実効性が高い提案がある場合はこの限りではないとある。提案内容が同等であれば挙げられた国・地域の方が評価は高いのか。

(回答) 提案内容、提案対象となっている国・地域等を総合的に勘案して、評価させていただきます。

- ② 看護・介護人材の育成を現地で展開し、日本語と医療・介護を学んでいただいたあとで、将来的に日本の現場でOJTのうえ技術力向上を図り、また、母国に帰国した後でも技術移転を基に、同種人材開発および環境創造に協力いただくような人材育成事業については対象になりえますでしょうか。

例) 本邦法人-本邦医療・介護施設-本邦法人・日本人による教育（医療介護系）-現地職業訓練大学校-現地大学看護学部・日本語学部、また、外国人技能実習生「介護」の教育を企業単独か団体監理型で行う場合には、この事業対象にはなりえるのでしょうか。

(回答) 本補助事業の対象については、公募要領の2ページ以降にある「応募対象となる事業」（特に4ページの【a】【b】の補助対象となる取組）、6ページ以降にある「応募資格」をご覧ください。介護人材の育成を目的とする事業や、介護人材を育成する拠点の構築を行う事業については、本事業の対象外となります。

- ③ 現在でも外国からの患者の検診や治療を実施しておりますが、新規開拓も含めて諸外国と交渉している中で、先方側から要望の強い、がん治療に対して最新の高度治療装置導入の準備を国内の既存施設で考えている場合は事業の対象と考えてよいのでしょうか。

(回答) 日本国内にある医療機関等に治療装置を導入する事業は対象外です。

公募要領中「既存の日本の医療拠点の拠点を強化する取組（例として、既存の日本の病院にがんセンターやリハビリセンターを併設整備する取組等）」とあるところの「日本の医療拠点」とは、海外に設置・開設された、日本の医療技術やサービス等を提供する拠

点を指します。また、本補助事業において医療機器等の備品購入は経費として認められておりません。

- ④ 国内施設にて日本式リハビリシステムを学び、導入したいと要望のある国外施設とのトレーニング・教育契約の準備をしている場合、直接 2 団体間のコンソーシアム（代表と参加団体のみ）となりますが、本事業の対象となるのでしょうか。

（回答）複数社（2 団体以上）であれば、コンソーシアムの形式的要件については充足いたします。なお、本補助事業の対象については、公募要領の 2 ページ以降にある「応募対象となる事業」、6 ページ以降にある「応募資格」をご覧ください。医療人材の育成を目的とする事業については、本事業の対象外となります（医療人材の研修拠点等の整備により医療機器等の製品の販売拡大を図る取組（b）に当てはまる場合は対象）。

III. 応募資格（公募要領 P 6 以降）に関するもの

- ① 応募資格にある「医療・介護の国際化についての取組経験」について明確な定義はあるのか。

（回答）事業の具体性・実効性を担保できるような取組の経験が提案者にあれば、その点が評価に反映されるということです。

- ② 現地法人とジョイントベンチャーを組んで対象国で医療・介護施設を立ち上げる場合、外資規制の関係で日本の資本比率が最大 49%までとなると、当該施設は現地法人の所有物になる。その場合、日本側が代表団体として応募可能なのか。

（回答）出資比率が過半数未満であっても、日本国内に拠点を有している法人であれば代表団体として応募は可能です。（代表団体については公募要領 P7 参照）但し、当該施設が日本の医療又は介護の拠点となることが応募の条件となります。日本の医療又は介護の拠点に該当するかについては、医療については公募要領Ⅱ-2-①医療-【a】を、介護についてはⅡ-2-②介護-【a】をご参照ください。

- ③ 参加団体として海外の企業や現地政府等のカウンターパートを含めてもよいのか。

（回答）含めること自体は問題ありませんが、参加団体とは委託契約を締結する必要があります。注意すべき点として、代表団体は参加団体の経費実務等について管理する責任を負う点です。参加団体が海外の企業の場合であっても現地での確定検査を確実に実施し（確定に係る経費は補助対象外）、責任を以て管理する義務があります。

- ④ 参加団体と結ぶ委託契約はどのようなものを締結すればよいのか。

（回答）MEJ が委託契約のひな形を提供します。それを参考に委託契約を作成・締結していただきます。

- ⑤ コンソーシアム構成について、「参加団体には、代表団体の子会社（あるいは親会社）以外の団体が 1 つ以上含まれることが望ましい」とあるが、子会社・親会社の定義は出資関係に基づくものか。

（回答）基本的に出資関係で判断しています。この趣旨は、本補助事業が特定の事業者の利益のための事業を対象としていないことにあります。

- ⑥ 医療法人の理事長が別の財団法人の評議員であるような場合、それぞれの法人のコンソーシアム組成は可能か。

(回答) 組成は可能ですが、個社支援とみなされるかどうかは個別に判断されます。

- ⑦ 事業責任者には誰になるのが適切か。(代表取締役、海外事業部門長等)

(回答) 本補助事業について、当該事業分野を所管し、管理監督できる方であれば問題ありません。

- ⑧ 個人のドクターに協力を得る場合、個人の協力者の位置づけはどうか。

(回答) 「協力団体」は団体を想定しているが、「協力者」として参画いただくことは可能です。

- ⑨ 複数年で事業化を図る計画に対して、本補助金のように単年度の補助金を受けたい場合、本補助事業終了時点では一定の結論が出ない可能性がある。このような場合でも応募をしてよいか。

(回答) 最終的な結論が得られるステージに辿り着いていない場合でも、本補助事業期間内に何かしらの成果や知見を培うことができるものと考えております。応募にあたってはその点を明確にし、事業期間内でどのような成果や課題を得られたかを事業終了後報告していただきます。

- ⑩ 1社で2つの申請をすることは可能か。

(回答) 可能です。留意点としては、補助事業者において、2つの事業を実施するだけの資金面や人員等の体制・リソースがあるのかを応募前にしっかり検討ください。

- ⑪ 過去に他の団体の委託事業として実施した事業において、同様の内容での応募は可能か。

(回答) 本補助事業に応募しようとしている取組が、経済産業者や他の省庁等の過去の委託事業の取組と全く同一のものである場合の応募は認められません。発展的な要素や過去に実施した取組と異なる点がある場合には、応募できる可能性があります。

- ⑫ 複数国になる場合のコンソーシアムについては、各々の国の関係団体と複数の連携を組む形になるのでしょうか。

(回答) コンソーシアムの中に、対象とする国の企業や団体を入れることは要件としておりません。
なお、参加団体との間では委託契約を締結する必要があり、代表団体は参加団体の経費実務等について管理する責任を負います。参加団体が海外の企業の場合であっても現地での確定検査を確実に実施し(確定に係る経費は補助対象外)、責任を以て管理する義務があります。

- ⑬ 事業責任者と統括事業執行者の兼務は可能でしょうか。

(回答) 事業推進の観点から、兼務することは推奨しておりません。将来的な事業主体となりうる、実効性のある体制が組まれているかという観点からも審査させていただくこととなります。

- ⑭ 参加団体の定義として、「代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します」との記載ありますが、具体的にどのような責任いうのでしょうか。代表団体との委託契約のひな形を開示して頂くことは可能でしょうか。

(回答) 代表団体と参加団体との間で取り交わす委託契約については、採択が決まった代表団

体に対しMEJから雛形を提供しています。契約責任については、その雛型をもとに代表団体と参加団体と間で決定（契約）をしていただくこととなります。

- ⑮ 1つの社会福祉法人が単体で今回の事業に応募することは可能ですか？

（回答）公募要領のP6の「Ⅲ 応募資格」の「2. コンソーシアム形式での応募」にあるとおり、応募はコンソーシアム形式でのみ行えます。代表団体のみでの応募はできません。

- ⑯ 海外での介護サービス展開のために、現地パートナーを招聘して、日本式介護サービス全般にかかる視察（サービス内容だけでなく、施設や設備、運営体制なども含む）をしてもらいたいと思います。この場合の日本出張のための経費は、「旅費」または「その他諸経費 諸経費 諸経費」として計上出来ますか。

（回答）本補助事業に係る招聘であれば、費用の計上が可能となります。日本滞在中に補助事業以外の取組を行った場合、その部分は経費対象外となります。

IV. 経費（公募要領P11以降）に関するもの

- ① 事務管理責任者の人件費は計上できるか。

（回答）本補助事業に係る人件費であれば計上可能です。

- ② 社会福祉法人は中小企業扱いとなるか。

（回答）社会福祉法人も中小企業扱いとなります。

- ③ 経済産業省やMEJへの報告で往訪する際の旅費は補助対象として計上できるか。

（回答）本補助事業期間において、本補助事業に係る経済産業省及びMEJへの旅費は計上可能です。

- ④ 通訳・翻訳費用はどの費目に該当するか。

（回答）外注費に該当します。

- ⑤ 医師などの協力者（協力団体ではなく、個人）において発生した費用は計上可能か。どの費目に計上するか。

（回答）計上は可能です。協力者の契約形態により謝金・旅費、または外注費に計上されます。

- ⑥ 外注費について相見積りは必要か。

（回答）必要です。

- ⑦ 協力団体に外注をする場合にも相見積りは必要か。医療機関に協力団体として参加してもらう場合、当該医療機関と異なる医療法人に相見積りを取る必要はあるか。

（回答）医療機関が協力団体の場合として参加する場合はその選定した理由を明らかにしてください。印刷などの外注については相見積りが必要です。

- ⑧ 海外での展示会の出展費や宣伝費も本補助事業の経費に計上できるか。

（回答）本補助事業に係る経費の場合、セミナーなどの会場借料については会議費、講師への講演に対する対価としては謝金などの方法により計上が可能です。

- ⑨ 健診・検診と観光を組合せたセミナー等を旅行会社に海外で実施してもらう場合、その費用は計上できるか。

（回答）その旅行会社が具体的に何をするのか、全体計画の中でどのような要素となるのかを見極める判断となります。実際の提案内容で確認させていただきます。

- ⑩ 公募申請までに参加団体とは委託契約を結んでいなければならないか。

（回答）交付決定日以降に契約を結んでください。交付決定日より前の契約は無効となります。

（見積りは交付決定日より前に取得しても問題ありません）参加団体とは、交付決定日以降に速やかに委託契約を結んでください。

- ⑪ 介護の海外拠点の事業化を進めるにあたり、現地(海外)の協力団体と連携し事業を実施する場合、協力団体の人件費や旅費交通費などの費用は補助対象となるでしょうか。

主には現地でのコーディネート業務を想定しております。

（回答）本補助事業に係る、協力団体への費用は、外注費として計上が可能です。

- ⑫ 海外での支出は、日本円に換算して経費として計上するべきと思いますが、その際の為替レートは何を根拠に決定されるべきですか？

（回答）日本円で経費は計上してください。当該外貨使用の時の両替レートを適用する等、合理的な方法により計算をしてください。この場合、適用した両替レートを証憑として添付していただき、確定検査時に適正であるかを確認致します。

- ⑬ 社会福祉法人の場合は、中小企業と同等の扱い＝補助率は補助事業経費のうち、2/3以内となりますか？

（回答）社会福祉法人の補助率は 2/3 以内です。

V. 本補助事業の実施期間（公募要領 P15 以降）に関するもの

- ① 海外にて事業をすでに展開し、本補助事業の実施期間の後も事業継続の予定です。その場合、交付決定日から平成 31 年 2 月 28 日までに該当する期間の事業計画を申請するべきという理解でよろしいですか？

（回答）公募の際に提出いただく書類の様式 2（公募提案書）では、本年度実施を計画している補助事業の取組（つまり交付決定日から平成 31 年 2 月 28 日までの取組）に関する質問と、最終的に考えている事業に関する質問とがあります。質問内容をよくお読みいただき、提案書をご記入ください。また、様式 3（予算額書）は交付決定日から平成 31 年 2 月 28 日までの予算額を記載していただくこととなります。

VI. 補助事業者の義務（公募要領 P16 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

VII. 応募手続き（公募要領 P17）に関するもの

- ① 公募申請の際に相見積りを取る必要があるか。

（回答）公募申請の際に相見積りは不要です。しかし公募段階においても見積りを取って、具体的な数字を提示してください。

- ② 公募申請の際の人件費の単価はどのように計算すればよいか。

（回答）詳しくは、本資料末尾にある「人件費時間単価の算出方法」をご覧ください。

- ③ 3 月末決算のため、**公募**に対する申請の際に最新の財務諸表を提出できない。

（回答）提出できるものを 3 か年分提出してください。採択後、採択候補事業者には**交付**申請をしていただきますが、その際に最新の財務諸表の提出が可能であれば、最新のものを追加で提出してください。

- ④ 応募書類にある財務諸表は、貸借対照表および損益計算書の書類で問題ないでしょうか。

（回答）株式を公開している場合は、決算報告書をご提出ください。非公開の場合等は貸借対照表及び損益計算書をご提出ください。

- ⑤ 前期末及び今期末（見込み）の数値について質問させていただきます。前期末実績、今期末の見込み実績につきまして、公募締切（5 月 7 日）後の決算発表にて外部発表されるため、公募時点での提出が難しい状況でございます。前期については第三四半期時点での予測数値であれば既に外部発表した数字があります。上記につき、可能であれば、公募時点では前期末、今期末見込みについて空欄で提出し、決算発表後、追加資料としてご提出出来ればと考えております。対応方法についてご指示頂けますようお願い致します。

（回答）現時点で提出できるものを 3 か年分提出してください。採択後、採択候補事業者には交付申請をしていただきますが、その際に最新の財務諸表の提出が可能であれば、最新のものを追加で提出してください。

VIII. 審査・選定（公募要領 P20 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

IX. 採択後の留意点と補助金交付（公募要領 P22 以降）に関するもの

- ① 事業期間は平成 31 年 2 月末までであるが、年度内（3 月 31 日まで）に支払いはされるのか。

（回答）年度内に補助金は支払われます。但し、事業報告書を提出いただくとともに確定検査を終えることが前提です。

X. 応募から事業終了までの主な流れ（公募要領 P23 以降）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

XI. その他（公募要領 P25）に関するもの

※現在、受付けた質問はありません。

XII. 様式（公募要領 P26 以降）に関するもの

- ① P31 の様式 2 公募提案書 D（事業化のイメージ）にある補助事業実施後 5 年間の見通しについて、数年後の資金調達や事業の見通しを現時点では書ききれないが、書き方としてはどのように記載すればよいか。

（回答）書ける範囲で書いてください。採択にあたっては、将来を見据えたより具体性のある計画がより高い評価を受けると考えています。

- ② P31 の様式 2 公募提案書 D（事業化のイメージ）にある 5 年間の事業収支の例を見ると、本補助事業を終了した次年度から事業が開始できるような形に見えるが、本補助事業終了後すぐに事業が始まらない場合、この 5 年は、事業が開始した時点からの 5 年間の収支を書けばよいのか、それとも本補助事業終了後の次年度からの 5 年間を書くのか。

（回答）基本的には本補助事業終了後 5 年間の計画を書いていただきます。但し、実際の事業開始が 4 年後であるならば、その点が分かるように説明してください。

- ③ P35 の様式 4 -1-2 に記載すべき今期末は平成 30 年度を指すのか。

（回答）今期末は平成 30 年度の見込みをお書きください。

XIII. (参照) 人件費時間単価の算出方法

時間単価の積算は原則として以下の計算式（以下「実績単価計算」という。）により算出します。

【手法1：実績単価計算】

(1) 正職員、出向者及び臨時雇用職員の人件費時間単価の積算方法

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

＊法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の補助事業者負担分とします。

＊年間理論総労働時間は年間営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、それぞれ算出した日数及び時間を乗じて得た時間です。

なお、年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として助成されているものは含めることができません（以下同じ）。

＊出向者及び臨時雇用職員の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した年間給与及び年間法定福利費とします。

＊所定時間外労働を計上する場合の時間単価は、補助事業者が支給した総時間外手当と総残業時間から単価を算出します。

(2) 時間外手当がない管理職の時間単価の積算方法

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

＊当該事業に従事した所定時間外労働分の費用を計上する場合は、当該所定時間外の費用を補助事業者が負担している場合に限り計上することができます。

ただし、補助事業において標準報酬月額保険料額表等を基に算定した時間単価を使用すること（以下「健保等級単価計算」という。）としている場合、以下の考え方にに基づき時間単価を算出します。

【手法2：健保等級単価計算】

本計算は当該補助事業における健保等級単価の計上方法、単価表等を確認して行うこととなります。

○時間単価の考え方

健保等級単価計算を使用する場合における時間単価の適用は原則下表のとおりとします。なお、当該単価を使用する場合には、時間内、時間外、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用します。^{※1}

雇用関係	給与	時間単価
健保等級 適用者	全て	賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、「健保等級」に対応する時間単価を適用。
健保等級 適用者以外 ^{※2}	年俸制 月給制	月給額を算出 ^{※3} し、時間単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用。
	日給制	時間単価一覧表を適用せず、日給額 ^{※4} を所定労働時間で除した単価（1円未満切捨て）を適用。
	時給制	時間単価一覧表を適用せず、時給額 ^{※4} を適用。

^{※1}ただし、健保等級単価に基づく人件費が、事業者の負担した人件費を大幅に超える場合等は、時間単価の調整が必要になります。

^{※2}当該事業期間内に支給される賞与（事業期間終了日の翌月末日に支給することが確定している賞与も含む。）を時間単価の算定に加算することができます。加算方法は、月給額に加算する場合は、上期（4～9月）、下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給される賞与額を各期間の月額に加算（対応する月数で除す）し、日給額に加算する場合は、前記方法をさらに1か月あたりの所定労働日数で除した金額を日額に加算します（1円未満切捨て）。

^{※3}年俸から月給額を算定する場合には健康保険の報酬月額の算定に準じます。

^{※4}1日あたりの通勤手当（雇用契約書等から算定できるもの）を所定労働時間で除して得た額を時間単価に加算します。

^{※5}就業規則等で定められた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、所定労働時間の比率により調整したものを使用することができます。

健保等級の適用にあたっては、補助事業の開始時に適用されている等級に基づく単価を使用し、当該事業期間中において改定があった場合には新しい健保等級に基づく単価を改定月より適用します。